

## 長島町電気事業経営戦略

団 体 名 : 長島町

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	非適用		
職 員 数	人	最 大 出 力 * 1	1,990kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	2,364Mwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	36.00円
	太陽光発電 1箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	1箇所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 動 年 数 * 1	20年

\*1「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。

「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあつては、老朽化の状況を表す指標を記載。

## (2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	H29 92,504千円	H30 94,088千円	R01 85,107千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29 159.3%	H30 176.5%	R01 155.2%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	H29 77,229千円	H30 85,902千円	R01 83,508千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	H29 %	H30 %	R01 %

## 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

平成27年10月運用開始以来、設備の維持修繕や効率的な運営管理の実施により、安定した電力料収入が得られている。純損益が黒字で収益的収支比率は100%以上を維持していることから経営状況は良好である。

\*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

$$\text{資金不足比率[法適用企業の場合]} = (\text{地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額}) / ((\text{営業収益}) - (\text{受託工事収益})) \times 100$$

$$\text{資金不足比率[法非適用企業の場合]} = (\text{地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額}) / ((\text{営業収益}) - (\text{受託工事収益})) \times 100$$

## 2. 将来の事業環境

### (1) 料金収入の予測

#### (1)(2)共通

太陽光発電事業については、パネルの経年劣化を考慮し、年0.5%の収入減少を見込んでいる。天候による影響を受けやすい事業であるため、収入予測は難しいが、健全な運営管理に努め収入の安定化を図っていく。

### (2) 老朽化対策の見通し

パワーコンディショナの定期点検や部品交換のための費用を確保し計画的な更新対策を図る。解体撤去費用も確保し自然環境への負荷軽減を図る。

## 3. 経営の基本方針

発電した電力は固定価格買取制度により20年間全量を売電し、収益の一部を特色ある地域づくり並びに町の活性化を図るために長島町内の自治公民館活動の経費に対し長島夢追い元気集落活性化事業補助金を交付する。  
固定価格買取制度調達期間終了を迎える令和17年度以降は収入が減少するリスクが高いことから、終了時期を見据えて事業廃止等を検討する。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ①収支計画のうち投資についての説明

一括発注方式の公募型プロポーザル方式により建設。施設建設費は令和17年度までの償還となっており、設備の保守費も計上している。

#### ②収支計画のうち財源についての説明

営業収入は売電による料金収入のみである。太陽光発電における収入割合が100%であり、経年劣化及び自然環境に左右されやすい等の懸念はあるが、収益的収支比率100%以上の確保に努める。

#### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 修繕費  
定期点検でのメンテナンスにより施設の健全化を保ち、将来的な修繕費の圧縮と施設の長寿命化に取り組む。
- 施設管理委託費  
保守点検及び保安管理
- 一般経費  
施設運営に係る電気料や通信料等の適切な見直しを行い経費の削減を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

○固定価格買取制度の認定期間終了後について

固定価格買取制度の認定期間終了後の将来的な制度や社会環境の変化に応じて検討する必要がある。  
解体撤去等の事業に備え、解体撤去費用を確保する。

5. 公営企業として実施する必要性

発電した電力の売電収益で自主財源を確保して、一部を長島夢追い元気集落活性化事業補助金として町内の自治公民館に交付しているほか、町の景観整備や再生可能エネルギー事業に再投資も可能であるため、公営企業として実施することが適当である。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○発電量のモニタリングを実施し、経営戦略の事後検証、見直しを行う。</li><li>○収支計画については、年度決算を利用し毎年進捗管理を行う。</li><li>○経営状況や経営戦略の見直しについては、町ホームページに公表する。</li></ul>
---------------------	---